

事務連絡
令和3年7月2日

各社会福祉法人理事長 殿
各社会福祉施設等管理者 殿

徳島県保健福祉部保健福祉政策課長
(公 印 省 略)

梅雨前線による大雨について（依頼）

日頃は、本県の保健福祉行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
梅雨前線により、西日本から東日本の太平洋側で降水量が増える見込みとなっています。

つきましては、貴法人が運営する社会福祉施設等におかれましては、利用者・職員の安全を確保する観点から、最新の気象情報に十分留意しつつ、自治体から発令される避難情報に特に注意して、防災対策を講じるとともに、必要な行動をとってくださいますようお願いいたします。

なお、貴施設において被害が発生した場合、状況を把握する必要がありますので、下記の報告対象事案が発生した場合、電話・FAX等により速やかに報告してください。被害等がない場合は報告の必要はありません。

1 報告の対象

- (1) 避難した場合（「他施設等への避難」、施設上階への「垂直避難」含む）
- (2) 入所者の方や職員等が被害を受けた場合（人的被害）
- (3) 貴施設が何らかの被害を受けた場合（建物・設備被害）
- (4) その他施設の運営に重大な支障を来す事案が発生した場合

2 報告の方法

- (1) 各社会福祉施設等は、地震や風水害等により、報告の対象となる事案が発生した場合、所管する県又は市町村の担当課へ、電話、FAX、災害時情報共有システム等で、速やかに報告する。

※「災害時情報共有システム」とは、厚生労働省から令和3年4月15日付けで発出された「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」において、示されています。災害発生時には被災状況報告を依頼するメール送付があります。利用できない施設に関しましては、電話、FAX等で報告してください。

※報告事項は、別紙様式「被災状況報告」を参考にしてください。

※被災状況を把握した時点で、随時報告してください。

※「徳島県災害時情報共有システム」が使用できる場合は、本システムを

御活用ください。

- (2) 市町村は、所管する社会福祉施設等から報告を受理した場合、速やかに県の担当課へ報告する。
- (3) 県は、市町村及び社会福祉施設等から報告のあった事項について集約し、必要に応じて国へ報告する。(取りまとめ担当課：保健福祉政策課)

担当 保健福祉政策課
地域共生・援護担当 高橋
電 話 (088)621-2938
ファクシミリ (088)621-2839